

確認強化を実施。9月は1日当たり約6t減少

ごみの違法・不正な持ち込みを防ぐため、清掃センターでは8月15日から直接持ち込み時の確認を強化しています。9月の家庭ごみの直接持ち込み量は、前年同月比で1日当たり約6t減少し、一定の効果が出ていると考えられます。(令和3年度の1人1日当たりごみ排出量に対し、約6.5%の減少) 今後も違法・不正な搬入の防止のための対策を実施します。

約6t = 指定ごみ袋(大)換算で、約1,200袋に相当



直接ごみを持ち込む時の注意事項

家庭から出るごみを清掃センターへ直接持ち込む場合は、以下の点に注意してください。また、収集所に出せるごみは収集所に出し、指定ごみ袋に入らない粗大ごみなど、収集所に出せないごみのみ直接持ち込んでください。

排出者自身がごみを持ち込む



下記に該当する場合は、ごみの持ち込みを希望する日より前に必ず清掃センターに連絡をして、持ち込み日の予約をする

- ▷ 何らかの事情によって本人以外(親族など)による持ち込みを希望する場合
- ▷ 引越越しなどによって大量(1回で搬入できない程度の量)の持ち込みを希望する場合

持ち込み回数は原則1日1回



持ち込みの際、受け入れできるかどうかを判断するため、下記の確認などを実施します

本人確認 ごみ発生場所の確認 ごみの内容の確認



ごみの減量化・資源化協力をお願い

ごみの量の多さは、環境への負荷の増大と、ごみ処理費用の増大につながります。

現在の清掃センターは建設から37年が経過し、老朽化が進んでおり、施設の更新を検討する時期にきています。ごみの量が多い場合、それに合わせた施設の規模とせざるを得ず、その分、多額の費用がかかります。

ごみの減量が進めば、その費用を低く抑えらえるとともに、ふじおか5つのゼロ宣言にも掲げた持続可能な社会の構築に向けて前進することができます。

ごみの減量化・資源化に向けて、市の対策に協力をお願いします。また、各家庭でも食品ロスの削減や資源ごみの分別徹底などの対策に取り組んでください。

ふじおか 5つのゼロ宣言

藤岡市は、5つの「ゼロ」を2050年までに実現する「ふじおか5つのゼロ宣言」を表明しています。

宣言1 自然災害による死者ゼロ

宣言2 温室効果ガス排出量ゼロ

宣言3 災害時の停電ゼロ

宣言4 プラスチックごみゼロ

宣言5 食品ロスゼロ

違法・不正な持ち込みへの取り組み強化

問い合わせ 清掃センター(☎8305)

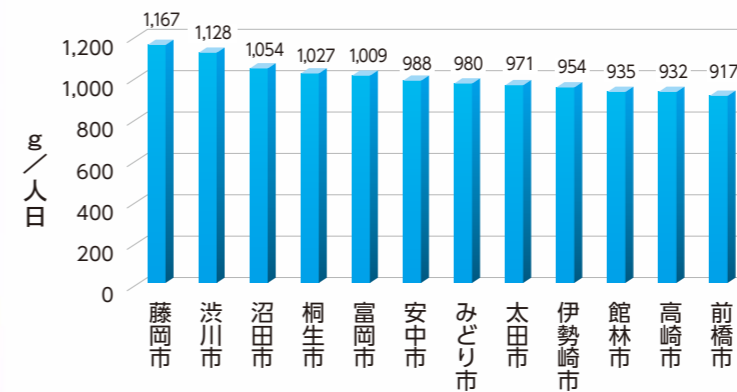
清掃センターでは、藤岡市のごみ量の多さへの対策として、8月15日から清掃センターに直接ごみを持ち込む場合に、ごみの発生場所の確認の強化などを実施しています。

藤岡市の1人1日当たりごみ排出量は県内他市と比べて多い

市の1人1日当たりごみ排出量は、令和3年度の実績で1,167gとなっており、県内他市と比べて多い状況となっています。

この要因として、市は家庭から出るごみを清掃センターに直接持ち込んだ場合の手数料が「1,000kgまで無料」となっており、周辺地域と比べて無料の範囲が著しく広いことが考えられます。

1人1日当たりごみ排出量



令和3年度実績で1人1日当たりごみ排出量は、左グラフのとおりとなっています。前橋市と比較すると、一人一人が1日に250gも多くごみを排出しているということになります。

近隣の市は右表の基準を設けてごみの受け入れを行っています。

比較すると、藤岡市の手数料がいかに低く設定されているかが分かります。

市	区分	手数料徴収条件
藤岡市	家庭ごみ	1,000kg/回を超える重量に対して10kgにつき220円
	事業系ごみ	10kg/回につき220円
A市	家庭ごみ	100kg/回を超えると
	事業系ごみ	1kgにつき15円+消費税
B市	家庭ごみ	200kg/月以上で総重量に対して
	事業系ごみ	10kgにつき200円

ごみの量が多い原因として、上記のとおりごみを出しやすい環境があることに加え、次のような違法・不正な持ち込みが疑われる事例があります。

市外から持ち込んだり、収集・運搬許可のない人や法人が他者のごみを持ち込む



事業ごみを家庭ごみと偽って持ち込む

